

債権の放棄について

国立市債権管理条例（平成 25 年 12 月国立市条例第 43 号）第 18 条第 1 項の規定により令和 6 年度に放棄した債権について、同条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 11 日

提出者 国 立 市 長 濱 崎 真 也

放棄債権一覧（令和6年度）

番号	債権の名称	放棄の理由	放棄した債権の額（円）	放棄した債権の件数（人）
1	市立保育園延長保育料	徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過（条例第18条第1項第4号） 著しい生活困窮（条例第18条第1項第5号）	2, 5 0 0	1
合計			2, 5 0 0	1